

学生と保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に関する学長メッセージその6

本学学生の皆さん、保護者の皆様、如何お過ごしでしょうか。

国の指針に合わせて、今回は6月1日から18日までの本学の方針についてご説明しました。現在、「東京アラート」は解除されましたが、その後も東京都では連日、陽性者が確認されています。一方、ここ新潟県では直近の4週間、新たな陽性者の報告はなく、入院中の患者さんも1名まで減少していますので、漸く小康を得たといえる状況です。

6月1日以降、わが国はさらに制限緩和の方向に進んでいますが、新型コロナウイルスが存在しなくなったわけではありません。未だ効果的な治療法や予防ワクチンもなく、感染して重症化すれば、多くの患者さんが死亡するという状況に変わりはありません。再度感染が拡大する可能性があることは、最近の北京や韓国の例からも明らかです。このような状況にあることを認識し、これからは感染防御対策を徹底しながら、新たな生活様式の下で、可能な限り、大学生活を取り戻していただくこととなります。今後も、本学は学生の皆さんの安全を第一に考えて対応して参ります。

本学では6月16日に危機管理対策委員会を開催し、今後の方針を決定しました。ここにその要旨をご報告し、皆さんと最新の情報を共有させていただきます。今回の方針の有効期間は6月19日からの3週間として、7月9日までとします。その後は、状況の変化に迅速に対応できるよう、随時委員会を開催して方針を見直しますので、大学からの情報をよく確認していただくようお願い致します。

1) 感染防御のための基本的な注意事項について

新型コロナウイルス感染症に対して国は、新たな生活様式を守ること、密閉・密集・密接という3つの密を避けて、約2メートルの社会的距離を保つこと、不要不急の外出を控えることなどを国民に求めています。しかし、最も重要なことは何でしょうか。医療機関で実際に感染者の治療にあたっている医療従事者を考えてみましょう。社会的距離を保つことも、密閉・密集・密接を避けることも、治療の場面ではできませんが、それでも感染しないのは、常にマスクを装着し、ウイルスに接触した可能性がある手で口・鼻に触れず、ウイルスを侵入させないからなのです。手洗いを励行するのも、会食やカラオケを避けるのも、同じ意味からです。本学では行動経済学の視点も考慮に入れて、感染防御のために特に重要な項目を次の3つに整理しています。

- (1) 会食・カラオケを避ける
- (2) 常にマスクを装着し、口と鼻に触れない
- (3) 健康状態の観察と行動の記録を続ける

の3つです。

新型コロナウイルスの感染力は強いので、感染者と会食をしたり、カラオケをしたりすると、容易に感染します。こうした環境を極力避けることが大切です。飲食店では対面を避け、横並びに座りましょう。

仮に感染者と接触しても、飲食の時以外は常にマスクをつけ、ウイルスと接触した可能性がある手で、口や鼻に触れないように注意すれば、感染するリスクを下げられます。手をよく洗うことも、口や鼻からウイルスを侵入させないための手段ですから、常にマスクをつけていることが大切なのです。

また、万一感染者と接触したことが判明した場合は、その時点までの2週間の行動を調べ、この間に接触した人たちによる次の感染拡大を防ぐ必要があります。行動履歴を振り返ることができるように、自らの健康状態と行動を必ず記録しておきましょう。

このような感染防御対策を、これから新型コロナウイルス感染症が終息するまで、続けて行く必要があります。

6月18日まで本学は、学生の皆さんにも教職員にも、旧特定警戒都道府県との往来は原則禁止とし、やむを得ず移動した場合には本学に直接戻らず、「14日ルール」として、14日間の自宅待機と健康チェックをお願いしてきました。**6月19日からは、「感染拡大の恐れがある地域」として、東京都とその周辺の神奈川県、埼玉県、千葉県を指定します（地域の指定は、感染の状況によって随時見直します）。これらの地域との往来は「自粛」をお願いします。やむを得ず移動する場合は、「14日ルール」を守っていただきます。それ以外の地域との往来は「慎重に対応」してください。海外渡航は引き続き禁止です。**

万一、発熱などの症状が出た場合には、大学構内には立ち入らず、速やかに学生課に報告してください。医療機関に受診して、医師が必要と判断すれば、PCR検査を受けていただくことになります。

2) 授業について

前回お知らせしましたように、前期の間、授業はすべてメディアを利用して実施します。学生の皆さんの大学構内への立ち入りは、6月18日までは原則禁止とし、メディア授業を受ける環境が整っていない学生の皆さん、公務員試験などの準備が必要な皆さんなどには、各学科長の許可の下で入構を認める「許可制」を採ってきました。**19日からはこの制限を緩和し、入構は「届出制」とします。ただし、通学バスの手配や食堂でのお弁当の用意などが必要になりますので、学生の皆さんの入構については、各学科の担当教員、もしくは学生課に連絡してください。**想定以上に入構される学生の皆さんの数が増える場合には、入構を見合わせていただく場合があります。

入構する際は、必ず学生課で受付をして、感染防御対策を講じた上で、健康状態のチェックと体温測定（非接触型です）を受けてください。図書館のみを利用される皆さんには、図書館で同様の受付をします。学内では身分証を身につけ、学生課から指定された動線に従い、

入構目的に応じて指定された施設のみを利用してください。万一、入構後に体調不良が生じた場合は、医務室に連絡し、指示に従ってください。

メディアを利用した授業の質を保証するために、学生の皆さんの理解度の評価、成績の評価、皆さんからの授業内容の評価などについて、学内で統一した基準を設けました。本学では今後もメディアを利用した授業を実施しますので、学生の皆さんにもご協力を宜しくお願い致します。

学外実習は、感染拡大の恐れがある地域に今も滞在する学生の皆さんの復帰状況を考慮して、不公平が生じないように配慮した上で、再開することとします。県外での実習は感染拡大の恐れがある地域に配慮し、やむを得ない場合は「14日ルール」を適用します。

3) サークル活動などについて

サークル活動やボランティア活動は再開に向けて準備を進めています。活動再開のためのガイドラインを用意しますので、顧問の教員や学生課の指示に従ってください。

強化クラブの皆さんは、活動計画書に基づきチーム練習に移行しますので、監督・コーチの指示に従ってください。学内施設を利用する場合には、身分証を身につけ、感染防御対策を講じた上で行動してください。

4) 本学の学生支援について

学生、大学院生の皆さんには、感染リスクが高いアルバイト活動は引き続き「自粛」をお願いします。夜間の居酒屋など、飲食を伴う場所でのアルバイト活動は、感染リスクが特に高いと考えられています。やむを得ない場合には、感染防御対策を徹底して対応してください。

図書館では、現在の貸出返却に加えて、館内資料の複写や館内パソコンによる文献検索・出力サービスを再開します。臨床心理士等による学生相談は、オンラインでの対応を始めていますので、学生課まで遠慮なくご相談ください。相談員が対面による相談が必要と判断する場合には、学内でも相談も可能です。

C棟のコンビニと食堂も利用を再開しますので、利用規則や開店時間を確認してください。

本学ホームページには、学生支援機構を始めとする各種の奨学制度をご紹介します。また、学費の延納や分納のご相談にもお答えしています。また、学生支援緊急給付金制度の手続きも始まっています。一回目は締切られましたが、二回目も計画されているという情報がありますので、文部科学省から通知がありましたらお知らせします。

5) 大学院生の皆さんへ

大学院生の皆さんの研究活動は、すでに再開していただいています。皆さんの入構につきましても、これまで通りの手続きを続けてください。

学生の皆さんにはこれまで大変な不自由、ご不便をお掛けしてきてきましたが、漸く原状復帰に向けた道筋が見えてきましたので、大学構内への入構制限をこれまでの「許可制」から今回「届出制」に緩和します。感染拡大の恐れがある地域への移動は引き続き「自粛」をお願いし、やむを得ない移動後は「14日ルール」を守っていただきます。今後も決して油断することなく、安全が確認できたところから制限を緩和し、原状復帰を図って行きますので、学生の皆さんのご協力を宜しくお願い致します。

また、保護者の皆様には、本学の現状をご理解いただきまして、学生教育に今後も変わらぬご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月18日

新潟医療福祉大学学長 西澤 正豊